

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国中等教育セクター情報収集・確認調査

調達管理番号：22a00156

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月25日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年5月25日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国中等教育セクター情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2023年6月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kojima.Ryoko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第四課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 6月 1日 12時
2	質問への回答	2022年 6月 6日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 6月 10日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 6月 21日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをekoji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格

納ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交

渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国中等教育セクター情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という）では初等教育（日本の小学校相当、5年間）について1997年からセクターワイドアプローチによる援助協調枠組みが採用され、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）をはじめとする多数のドナーが支援を行っている。発注者も2004年から技術協力「小学校理数科教育強化プロジェクト」、個別専門家「初等教育アドバイザー」派遣、財政支援方式無償資金協力等を実施し、初等教育の質の改善に貢献してきた。こうした長期間に及ぶ協力の成果により、初等教育の純就学率は87%（2005年）から98%（2020年）、修了率も53%（2005年）から83%（2020年）に改善した（バングラデシュ初等・大衆教育省、2020年）。

他方、中等教育（日本の中学・高校相当、前期3年間、中期2年間、後期2年間）の純就学率は67%と初等教育に比べて低い水準に留まり（UNESCO、2020年）、修了率は前期・中期中等で65%、後期中等ではさらに低い29%となっている（UNICEF、2020年）。また、97%が私立学校であり、初等教育と異なり義務教育化されておらず、政府の補助金制度はあるものの、学費の全面無償化には至っていないため、特に貧困層の就学率が低いなど公平なアクセスに課題がある（バングラデシュ教育情報統計局、2018年）。さらに、教員の数の不足や質の課題も指摘されており、特に数学、理科、英語の科目での教員不足が深刻で、学年相応の学力に達していない生徒も多い（世界銀行、2017年）。加えて、2020年3月以降約1年半に亘り、新型コロナウイルス感染拡大の影響で学校閉鎖が続いていたことにより、学習の遅れが深刻化していることが懸念される。また、学力のアセスメントの実施方法が確立しておらず、適切に生徒の学習到達度を把握できていない。

バングラデシュ政府は、国家開発計画である「第8次5ヶ年計画」（2020/21～2024/25年度）¹において、付加価値の高い新たな産業の育成と国際市場での競争力確保に向け、特に理数的な素養や工学的技術を持った産業人材育成に重点的に

¹ バングラデシュ会計年度の開始月は7月であり、2020年7月～2025年6月を指す。

取り組む方針を示し、中等教育については、質の改善と、産業人材育成に向け科学技術分野の基礎学力の底上げに取り組む方針が示されている。

発注者は産業人材育成のための技術教育支援として、工科短期大学の教育の質改善のための技術協力「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」を2018年度に開始し、2021年度には無償資金協力で同技術協力の対象校において実習用機材を整備している。同技術協力を実施する中で、工科短期大学の学生の基礎学力・専門知識が産業界から求められるレベルに達していないことが確認され、初等教育と技術教育を繋ぐ中等教育において理数科科目を中心とする基礎学力を底上げする必要があると考えられるが、発注者はこれまでバングラデシュにおける重点分野として、初等教育（一般教育課程）と産業人材育成を念頭に置いた技術教育の支援²に取り組み、中等教育（一般教育課程）に係る協力を展開していない。そこで、今後、重点課題として中等教育に取り組むことも念頭に、支援ニーズの詳細を広く確認する必要がある。

中等教育セクター情報収集・確認調査（以下「本調査」という。）はかかる状況のもと、バングラデシュの中等教育セクターの現状に係る課題や支援ニーズを確認し、当該セクターにおける今後の発注者の協力の方向性や具体的な候補案件を検討するための基礎情報を収集・確認するものである。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、教育セクターにおけるこれまでの発注者の協力の成果も踏まえ、バングラデシュの中等教育の現状や課題、他ドナーの動向やバングラデシュ政府の意向・支援ニーズについて確認・分析を行い、中等教育セクターにおける今後の発注者の協力の方向性や具体的な候補案件を検討するための基礎情報を収集・確認するもの。

本調査においてコンサルタントは、上記調査の目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成し、バングラデシュ政府へ説明・協議を行う。

第4条 調査実施の留意事項

（1）既存の調査、文献の有効活用

インターネット等を通じ、発注者や他ドナーが実施した調査報告書や事業報告書、一般に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料等を効率的に収集、分析し、本調査の基礎情報として活用する。

（2）開発政策借款（Development Policy Lending : DPL）³の形成も念頭に置いた情

² 技術教育・職業訓練課程で工科短期大学が提供する工学ディプロマ課程（Grade 11-14）について、技術協力「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」を実施中。

³ 特定のプロジェクトを対象に貸付を行うプロジェクト型借款と異なり、予め借入国の政策・制度改善に係る取り組みの実現を貸付の条件として設定し、各条件の達成状況を確認したうえで貸付を行うことで、借入国の政策・制度改善の実施を後押しすることを目的とする借款。各条件を政策アクション、条件の一覧を政策マトリクスという。政策マトリクスの例はバングラデシュ国新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款（フェーズ2）の事業事前評価表を参照。

報収集・分析⁴

本調査では、新規事業候補の一つとしてDPLを形成する可能性も念頭に、政策マトリクスの作成に必要となる関係省庁、関係機関による教育改革に係る政策や関連法案の概要や進捗に加え、省庁間の協議、政策モニタリングに係る体制面等の情報収集・分析も行う。

(3) 現地リソースの発掘・活用⁵

新型コロナウイルスの影響により現地渡航が制限される可能性も念頭に、必要に応じ、現地コンサルタント等と連携して効率的に調査を実施することを検討する。また、事業提案においても、今後の渡航規制の状況に応じて、遠隔での事業実施が必要になる場合には、教育分野において活動する企業、他ドナーなど、活用可能な現地リソースを念頭に置いた提案を検討する。ただし、バングラデシュ政府との協議については現地リソースのみでは協議が進展しない可能性もあることから本邦団員も参加すること。

(4) ジェンダー及び脆弱層への配慮

ジェンダー及び脆弱層への配慮にかかるバングラデシュ国内の対策実施状況を確認しつつ、ジェンダー、インクルーシブ教育、所得階層、地域（ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプ周辺のホストコミュニティを含む）等に応じた教育指標データを入手、分析し、今後の協力の方向性の検討に反映する。

(5) ICT・DXの活用可能性及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響⁶

ICT・DXの活用可能性や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する情報の収集・確認を行い、遠隔教育などポストコロナの観点も踏まえた適切な協力の方向性を検討する。

(6) 発注者関連事業との連携・整合性の検討⁷

バングラデシュの教育分野では以下の案件を実施中であり、専門家が派遣されている。本調査の実施に当たっては、これら専門家とも密に情報共有を行い、円滑に調査を進める。DPLの案件検討においても、密に連携し、技術協力と円借款の相乗効果が図られるよう留意する。また、民間連携事業を含む日本政府及び発注者によるこれまでの協力実績を分析し、実施中案件と新規協力方針・案件との連携可能性・整合性の検討を行う（「小学校理数科教育強化プロジェクト」にて支援を行ってきた初等理数科カリキュラムと中等理数科カリキュラムとの整合性に関する分析・課題抽出など）。

- ・ 技術協力（個別専門家）「教育アドバイザー」
- ・ 技術協力「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」
- ・ 技術協力「産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=BD-C22&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search

⁴ 想定する情報収集・分析手法をプロポーザルにて提案すること。

⁵ 現地コンサルタント等の活用方法をプロポーザルにて提案すること。

⁶ ICT・DXの活用可能性をプロポーザルにて提案すること。

⁷ 発注者関連事業との連携・活用方法をプロポーザルにて提案すること。

- ・ 無償資金協力「技術教育のための機材整備計画」

(7) 援助協調枠組みや他ドナーの支援動向に係る情報収集⁸

バングラデシュの中等教育ではセクターワイドアプローチによる援助協調枠組みが取られており、2018年からは、Secondary Education Development Program (SEDP)のもと、世界銀行、ADB、UNICEF等が主要ドナーとして活動をしている。

本調査では、セクターワイドアプローチによる援助協調枠組みの現状、他ドナーの取り組みの動向、成果、活動、発注者との連携可能性について情報収集・確認を行い、必要に応じて他ドナーと情報共有や協議を行う。また、発注者の協力の方向性と候補案件の提案に際しては他ドナー支援との重複がないよう留意する。

(8) バングラデシュ政府との協議

発注者とも相談の上、バングラデシュ政府との面談等を通じて情報収集・結果の共有や協議を行い、バングラデシュ政府の支援ニーズも確認したうえで、最適な発注者の協力方針や候補案件検討のための提言に努める。情報収集に際しては可能な限り中央省庁からのヒアリングを行うこと。

バングラデシュ政府を巻き込みながら、調査後の候補案件実施について基本的な合意を取り付けることで候補案件の円滑な実施に繋げるため、政策官庁である教育省中等・高等教育部 (Secondary and Higher Education Division : SHED) と実施機関である教育省中等・高等教育局 (Directorate of Secondary and Higher Education : DSHE) 等と協議する。教育省へは各現地調査の開始時と終了時に訪問 (必要に応じて追加で訪問) し、調査概要・スケジュール等の共有及び調査結果の報告を行う。発注者の協力方針・新規協力候補案件の検討のための実務的な協議等については、中等教育行政の実務を担う中等・高等教育局 (DSHE) と行うことを想定している。

バングラデシュ政府との協議結果については、議事メモを作成し発注者へ提出する。人事異動が頻繁に行われるため調査方針など先方と合意しておくことが望ましい事項については議事メモ等について先方の確認・署名を得る。バングラデシュ政府とのアポイントメント取り付けが困難な場合は前広に発注者に相談する。

(9) 調査状況の共有

調査状況については随時、発注者関係部署 (南アジア部、人間開発部、バングラデシュ事務所) に共有する。また、現地での面談・視察後は議事録・記録を迅速に作成し、発注者に共有する。

(10) バングラデシュ政府に提示する資料の事前確認

本調査の成果 (協議資料等の中間的な成果を含む) についてバングラデシュ政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について

⁸ 援助協調枠組みや他ドナーの支援動向に係る情報収集方法についてプロポーザルにて提案すること。

了承を得る。

(11) 調査計画の策定及び実施プロセス

調査計画の策定及び実施に当たっては、発注者と十分な情報共有・協議を行う。また、調査事項や対象の変更や追加等の調整が必要となった場合、発注者との協議・合意のもと、変更柔軟に対応する。

第5条 調査の内容⁹

本調査において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

(1) 第1次国内作業(2022年7月～8月を想定)

- ① 各調査項目に係る既存関連資料の収集、分析及び国内関係者へのヒアリングを行う。
- ② 調査方法、調査方針及び作業計画を策定する。
- ③ インセプション・レポートと質問票を作成し、発注者関連部署へ説明と協議を行う。
- ④ インセプション・レポートを使用し、先方政府へ調査目的や概要を説明・協議を行い、基本的了解を得る。

(2) 第1次現地調査(2022年9月～11月、期間中に中間報告を実施し、団員によっては中間報告の前後1回ずつ計2回渡航を想定)

- ① バングラデシュの政治・経済・社会状況に関する情報収集
人口動態、経済状況、社会・文化状況、行政、ICT普及状況の整理等を想定。
- ② 教育セクター全般に関する情報収集
想定される主な調査項目は以下。
 - ・ バングラデシュ国家政策における教育セクターの位置付け
 - ・ 教育セクター全般に係る政策・組織体制・財政動向(関連政策、関連省庁・行政の概要・組織体制、財政・予算制度の概要、予算配分等)
 - ・ 教育制度(一般教育課程及び技術教育・職業訓練課程等の教育課程の種別、各教育課程における1教員の担当科目、各教育課程の学生の進学・編入ルートとその割合¹⁰等)
- ③ 中等教育の現状に関する情報収集と課題分析
想定される主な調査項目は以下。情報収集に際しては可能な限り現場視察と関係機関、中等教育関係者(教員、生徒、保護者、組織運営母体、運営協議会等)からのヒアリング、理数科授業などの授業観察も行う。調査はバングラデシュ全土を対象とし、調査対象校は公立校、私立校、NGO校を含む。一般教育課程の中等

⁹ 具体的調査項目及び提案時点で想定する現地渡航行程をプロポーザルにて提案すること。

¹⁰ 一般教育課程の学生のうち、何割がどの学齢で技術教育・職業訓練課程、専門教育課程、教員養成課程、マドラサ教育課程へ進学・編入するかなど。

教育を主な対象にする想定。

- ・ 国家開発計画等の国家政策で掲げられている目標・取組方針と現状（技術教育・職業訓練課程の質の向上に向けた中等教育での基礎学力の底上げの必要性和それにに向けた取り組み・現状等）
- ・ 教育制度（前期・中期・後期中等教育¹¹の仕組み、公立校・私立校等の違いと割合、私立校の位置づけ、学生の学費負担、学校運営に係る費用の資金源や運営形態¹²、義務教育化の動向等）
- ・ カリキュラム（教育現場でのカリキュラムの活用¹³、初等理数科カリキュラムと中等理数科カリキュラムとの整合性についての分析・課題抽出等）
- ・ 教科書制度と運用状況、教材開発と選択（教科書・教材の作成・改訂に係る仕組み・今後の計画・作業工程¹⁴、民間印刷会社や教科書出版企業の参入と役割分担等）
- ・ 中等教育へのアクセス、公平性と格差是正のための中等教育段階における取り組み（ジェンダーギャップ、地域間・民族間格差、貧困層や避難民キャンプ周辺のホストコミュニティの就学率の調査、インクルーシブ教育に係る調査等）
- ・ 修了率、中退率（中退の原因の実態調査も含む）
- ・ 修了後の進学率、就職率
- ・ 教育の質（インフラが与える教育の質への影響、学校・教員の質の分析等）
- ・ 中等教育教員の法規・制度（資格、能力、採用等）、教員の需給予測
- ・ 教員の養成、研修、職能開発（研修制度の仕組み、教員の能力改善に向けた取り組み、教員評価制度、教員モニタリングシステム、教員養成・採用・研修に係る制度や役割分担等）
- ・ 教員研修施設の機能・役割、既存施設の現状、新設・改修・機材整備の必要性や規模
- ・ 学校のモニタリング、評価システムの有無と内容
- ・ 生徒の学力アセスメントの仕組みと実施状況（カリキュラムや教科書と設問の整合性等）、学習到達度（中等教育卒業試験、National Assessment for Secondary Students (NASS)、定期試験の有無等）
- ・ バングラデシュが重視する産業人材育成に係る教育科目（理数科・科学技術関連科目、キャリア関連科目、ICT 関連科目等）及び各科目の担当教員の質、数、配置等
- ・ 遠隔学習の実施、録画教材の活用など、ICT・DX を活用した革新的な取り組み（ICT 授業を実施するためのインフラ整備の実態調査も含む）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の分析（学習の遅れ、就学率の減少等）とそれに対するバングラデシュ政府の取り組み方針

¹¹ 前期はGrade 6-8、中期はGrade 9-10、後期はGrade 11-12を指す。バングラデシュ国内では、Grade 6-10をLower Secondary、Grade 11-12をHigher Secondaryと分類することも多い。

¹² 営利・非営利の別や、運営委員会や理事会、確立したマネジメント体制の有無など。

¹³ 生徒の教科書・教材の活用状況、教員の指導書使用形態、カリキュラムと授業の実践内容の乖離状況など。可能な範囲で複数校にて授業観察を行い、現状分析を行う。

¹⁴ 教科書・指導書・教材の作成・改定、編集、承認・検定、採択、印刷、配給、使用（貸与・供与）に至るまでの手順とスケジュール、各工程に係る組織体系と業務所掌、各組織の能力の現状と課題の分析など。

④ 中間報告の実施

第1次現地調査の途中で、調査の進捗、バングラデシュ政府及びドナーとの協議を通じて収集した情報、第1次現地調査の残り期間の方向性を資料にまとめ、JICA 関係部署（南アジア部、人間開発部、バングラデシュ事務所）に報告する。JICA との協議を踏まえ、残りの期間の調査を実施する。

⑤ 援助協調枠組み及び他ドナーの動向把握

中等教育分野におけるセクターワイドアプローチによる援助協調枠組みの現状、世界銀行、ADB、UNICEF 等の国際機関や各国ドナー機関の協力方針や協力プログラムの内容・成果、発注者との連携可能性について情報を収集し分析する。その際、将来発注者もセクターワイドアプローチの一部でありつつパラレルファンディングドナーとして世銀や ADB とは一線を画した立場を確立している UNICEF のような立場を確立することを念頭に、各ドナーの支援アプローチの違いを比較する（本アプローチについてはバングラデシュ政府に対する説明資料等の英文資料には含めないよう留意する）。

⑥ バングラデシュ政府の支援ニーズとそれに係る取り組みの現状の把握

発注者とも相談の上、先方実施機関との面談等を通じて情報収集・結果の共有や協議を行い、バングラデシュ政府の支援ニーズとそれに係る取り組みの現状を確認する。現地での面談・視察後は議事録・記録を迅速に作成し、発注者に共有する。

中等・高等教育局（DSHE）よりこれまでに伝えられている支援ニーズは以下の通り（変更がある可能性あり）：教員研修の改善、教員研修施設の新設、対面授業と遠隔学習の併用（blended learning）、生徒の学カアセスメントの改善。

⑦ DPL 形成（政策マトリクスの作成）を念頭に置いた情報収集・分析

DPL 形成（政策マトリクスの作成）を念頭に置き、関係省庁、関係機関による教育改革に係る政策や関連法案の概要や進捗に加え、省庁間の協議、政策モニタリングに係る体制面の情報収集・分析を行う。

（3）第2次国内作業（2022年11月～12月を想定）

（2）までの調査結果をプロGRESS・レポートとして取りまとめ、発注者関係部署（南アジア部、人間開発部、バングラデシュ事務所）へ報告し今後の調査の方向性や要確認事項を整理する。調査結果の協議を踏まえ第2次現地調査へ向けた調整（調査事項の追加や変更等）を行う。なお、調査中も、随時発注者へ調査状況を共有するものとする。

（4）第2次現地調査（2023年1月～2月を想定）

第2次国内作業での協議を踏まえ、追加・変更された調査事項について情報収集を行う。

（5）第3次国内作業（2023年2月～3月を想定）

① 優先的課題の抽出と具体的支援ニーズの分析

（4）までの調査の結果明らかになった課題について、他ドナーの支援動向や

バングラデシュ政府の意向も踏まえて、優先的に対処すべき課題を抽出し、具体的支援ニーズを分析する。

② 中等教育における日本国内のリソース調査

バングラデシュの中等教育における支援ニーズに対するハード・ソフト両面における日本のリソースについて国内調査を実施する。具体的には、教育の内容・質（教授法、教員研修、カリキュラム、教材等）に加え、行政機構、法制度、これら教育を取り囲む社会システム、インフラ設備なども含めて、日本の優位性の有無や支援可能な機関・組織、人材の有無、それらリソースによって可能な協力方法等について確認する。

③ 発注者による協力の方向性・新規協力候補案件検討のための提言

中等教育における支援ニーズに対し、日本国内のリソースを活用した今後の協力の方向性や新規協力候補案件、これらの協力による成果イメージについて、発注者が検討するために参考となる提言を行う。新規協力候補案件は有償資金協力、無償資金協力、技術協力等全てのスキームについて検討し、最適な案件を提言すること。提言内容については、調査過程で随時発注者と協議を行う。

④ ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

すべての調査成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、発注者に提出する。

(6) 第3次現地調査（2023年4月を想定）

発注者の参加を得つつ、バングラデシュ政府（教育省及び実施機関）へドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明する。ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ政府のコメントを受け、必要に応じて追加の情報収集を行う。

(7) 第4次国内作業（2023年5月～6月を想定）

ドラフト・ファイナル・レポートに対する発注者及びバングラデシュ政府のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)ファイナル・レポートを最終成果品とする。「6. 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。最終成果品の提出期限は2023年5月19日とする。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。レポート提出時には要約版をプレゼンテーション資料の形でまとめる（バングラデシュ政府との協議に活用するための英文のみも可）。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内（2022年7月下旬を想定）

部数：和文3部（電子データでの提出可）

(2) インセプション・レポート

記載事項：調査の背景・目的・実施方針、調査の内容・実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、最終報告書目次案等

提出時期：調査開始後1ヵ月以内（2022年8月下旬を想定）

部数：和文3部、英文5部（英文2部は簡易製本、その他は電子データでの提出可）

(3) 中間報告資料

記載事項：第1次現地調査の進捗、バングラデシュ政府及びドナーとの協議を通じて収集した情報、第1次現地調査の残り期間の方向性

提出時期：第1次現地調査開始後2ヵ月目処（2022年10月中旬を想定）

部数：和文2部、英文2部（電子データでの提出可）

(4) プロGRESS・レポート

記載事項：第一次現地調査の結果、他ドナー及び日本の協力実績と課題分析の結果、発注者の協力の方向性の提案

提出時期：調査開始後5ヵ月目処（2022年12月下旬を想定）

部数：和文3部、英文5部（英文2部は簡易製本、その他は電子データでの提出可）

(5) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始後8ヵ月目処（2023年3月下旬を想定）

部数：和文3部、英文5部（英文2部は簡易製本、その他は電子データでの提出可）

(6) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2023年5月中旬

部数：和文3部、英文5部（製本）、CD-R和文・英文各2部ずつ（計4部）

(7) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R 2部

(8) 報告書作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 報告書（インセプション・レポート及び中間報告資料を除く）は、本論の要点を簡潔かつ明瞭に記載した要約を含むこと。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書と資料編の項目の照合が容易に行われるよう工夫を施すこと。
- ④ 報告書本部中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する

- こと。
- ⑤ 可能な限り表や図を用いること。
 - ⑥ 調査対象機関との協議に係る議事録は、報告書に添付して提出する。
 - ⑦ 報告書で用いられる通貨換算率とその適用月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
 - ⑧ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
 - ⑨ ファイナル・レポート以外の報告書の作製仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
 - ⑩ 報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	DPLの形成も念頭に置いた情報収集・分析手法	第4条 調査実施の留意事項 (2) 開発政策借款 (Development Policy Lending : DPL) の形成も念頭に置いた情報収集・分析 (P. 8)
2	現地コンサルタント等の活用方法	第4条 調査実施の留意事項 (3) 現地リソースの発掘・活用 (P. 9)
3	ICT・DXの活用可能性	第4条 調査実施の留意事項 (5) ICT・DXの活用可能性及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 (P. 9)
4	発注者関連事業との連携・活用方法	第4条 調査実施の留意事項 (6) 発注者関連事業との連携・整合性の検討 (P. 9)
5	援助協調枠組みや他ドナーの支援動向の情報収集方法	第4条 調査実施の留意事項 (7) 援助協調枠組みや他ドナーの支援動向に係る情報収集 (P. 10)
6	具体的調査項目	第5条 調査の内容 (P. 11~14)
7	提案時点で想定する現地渡航行程	第5条 調査の内容 (2) 第1次現地調査 (P. 11~13) (4) 第2次現地調査 (P. 13) (6) 第3次現地調査 (P. 14)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：教育セクターに係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／中等教育総合分析／他ドナー支援状況分析
- 教員研修・能力強化①
- 理数科・科学技術教育

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.3 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／中等教育総合分析／他ドナー支援状況分析）】

- ① 類似業務経験の分野：中等教育セクター支援に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 教員研修・能力強化①】

- ① 類似業務経験の分野：教員研修・能力強化に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 理数科・科学技術教育】

- ① 類似業務経験の分野：理数科・科学技術教育に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年7月中旬より業務を開始し、2023年5月中旬の終了とする。報告書の提出時期は第2章第6条に記載のとおり。但し、調査の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ関係者と協議の上で変更することができる。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15.05 人月（現地：9.15人月、国内：5.90人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／中等教育総合分析／他ドナー支援状況分析（2号）
- ② 教員研修・能力強化①（3号）
- ③ 理数科・科学技術教育（3号）
- ④ ICT活用・遠隔教育
- ⑤ 教員研修・能力強化②／教員研修施設等
- ⑥ 学力アセスメント・学習到達度

3) 渡航回数を目途 全17回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし

2) 公開資料

- **バングラデシュ国 教育プログラム準備調査準備調査報告書**
https://openjicareport.jica.go.jp/243/243/243_101_12285565.html?msclkid=3dfba24ec69511ecbbcb2fd351fefc3c
- **小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3 事前評価**
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?anken=%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%90%86%E6%95%B0%E7%A7%91%E6%95%99%E8%82%B2%E5%BC%B7%E5%8C%96%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%95%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%82%BA3&area1=&country1=&area2=&country2=&area3=&country3=&field1=&field2=&field3=&start_from=&start_to=&fiscal_from=&fiscal_to=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
- **産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト事前評価**
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1600352&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
- **産業人材のニーズに基づく技術教育改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書**
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039539.html>
- **バングラデシュ政府ウェブサイト (Secondary Education Development Program - SEDP)**
<http://sedp.gov.bd/>

(5) 対象国の便宜供与

本調査は対象国政府の要請に基づくものではなく、JICAの責任において実施するものであることから、バングラデシュ側から特別な便宜供与を得られるものではありません。但し、本調査実施にあたり、JICAバングラデシュ事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターの発出など、円滑な調査実施のための協力を行うものとします。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかるJICAバングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICAバングラデシュ事務所に随時連絡・協議してください。

(6) 安全管理

現地業務に際しては、JICAの安全対策措置を遵守してください。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、渡航前に所定の書式を用いて関係者の渡航計画や業務実施状況をJICAに提出し、渡航の承認を得てください。

1) 渡航前

- ① JICAが行う安全対策研修・訓練の受講
本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」(対面座学)と「テロ対策実技訓練」を受講してください。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web)を受講してください。
- ② JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング

全業務従事者は渡航の度に必ずブリーフィングを受講してください。
参考 URL : <https://www.jica.go.jp/about/safety/briefing.html>

③ 外務省「たびレジ」への登録

全業務従事者が各自登録してください。

参考 URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

④ JICA バングラデシュ事務所への情報提供

JICA バングラデシュ事務所が送付する安全情報に関連するメーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式に記入し、JICA 本部、バングラデシュ事務所の担当者に提出してください。

また、ダッカ出入国便、滞在先、宿泊施設も含めたバングラデシュ滞在スケジュールを提出してください。

2) 渡航後

① 事務所ブリーフィング

バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所による安全ブリーフィングを受講してください。安全ブリーフィングの受講日時については、バングラデシュ事務所担当者と調整してください。

② 通信手段

有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（一人につき一台以上）してください。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態を保ってください。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討してください。

③ 滞在スケジュール

バングラデシュ国内での安全対策について、JICA バングラデシュ事務所の指示に従ってください。現地での活動については最大限安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行ってください。現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告してください。

加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定し、柔軟に対応できるように準備してください。

④ 宿泊施設

宿泊施設は、JICA バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定します。

⑤ 執務環境

執務室についても当機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際し、実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じる必要があります。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けてください。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の

発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができます（要すれば契約額の増額を協議してください）。

団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について JICA とバングラデシュ側で協議予定）を想定しています。

⑥ ダッカ市外への移動

ダッカ市外への移動は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められます。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行ってください。実施機関を通じた手配が困難な場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談してください。

3) その他

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として認めます。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談してください。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができます（要すれば契約額の増額を協議してください）。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
特になし

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

（4）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／中等教育総合分析 ／他ドナー支援状況分析	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○○	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：教員研修・能力強化①	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：理数科・科学技術教育	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	